

60	福祉保健局	新型インフルエンザ等の新興・再興感染症等の発生予防及びまん延を防止する対策の強化
事業概要	<p>新型インフルエンザ、デング熱やエボラ出血熱をはじめとする新興・再興感染症等の発生に備え、医療物資の備蓄、医療体制の整備、都民に対する情報提供等の対策の充実・強化を図る。</p>	
これまでの経過	<p>○ 新型インフルエンザ対策</p> <p>平成17年12月 「東京都新型インフルエンザ対策行動計画」を策定</p> <p>平成19年3月 「新型インフルエンザ対応マニュアル」を策定</p> <p>平成20年3月 「東京都感染症予防計画」を策定</p> <p>平成20年 地域医療体制の確保に向けた都内10か所のブロック協議会と都内全域における医療提供体制の確保に向けた感染症医療体制協議会を設置</p> <p>平成20年度から 車内広告やリーフレットの配布等により、都民に対する情報提供を開始</p> <p>平成21年7月から 感染症入院医療機関の登録開始</p> <p>平成21年度から 診療協力医療機関及び感染症入院医療機関に対する施設改修や備品整備等の補助事業を開始(平成24年度終了)</p> <p>平成23年3月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人防護具(感染防護衣、マスク等)480万セット備蓄完了(必要数の精査により220万セットに見直し) ・ 抗インフルエンザウイルス薬のタミフルカプセル、リレンザを都民の60%相当分の備蓄完了 <p>平成23年4月 新型インフルエンザ保健医療体制ガイドラインを策定(新型インフルエンザ医療提供体制ガイドラインの改定)</p> <p>平成25年11月 「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」策定</p> <p>平成26年6月 公益財団法人東京防災救急協会、東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会との間で、「新型インフルエンザ患者移送体制構築に関する協定」を締結</p> <p>平成29年1月 抗インフルエンザウイルス薬のタミフルドライシロップ、ラピアクタの備蓄を開始</p> <p>平成30年7月 「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」の変更(国の備蓄方針変更を踏まえ備蓄の考え方を整合)</p> <p>平成30年8月 「新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドライン」を改定</p> <p>○ 蚊媒介感染症対策</p> <p>平成16年 感染症媒介蚊サーベイランス(広域サーベイランス)を開始</p> <p>平成26年9月 デング熱の国内感染患者の発生を受け「東京都蚊媒介感染症対策会議」を設け、専門家による対策の検討を実施</p> <p>平成27年4月 都市部の公園等9か所での感染症媒介蚊サーベイランス(重点サーベイランス)を開始</p> <p>平成27年6月 「東京都蚊媒介感染症対策行動計画」を策定</p>	

<p>これまでの経過</p>	<p>○ 一類感染症等対策</p> <p>平成 26 年 12 月 関係局等で構成される「東京都エボラ出血熱対策連絡会議」を設置</p> <p>平成 27 年 1 月 「東京都エボラ出血熱対応マニュアル」を作成</p> <p>平成 27 年 10 月 感染症指定医療機関、保健所、検疫所等の関係機関で構成される「東京都一類感染症対応連絡協議会」を設置</p> <p>平成 28 年 12 月 「東京都一類感染症対応連絡協議会」の構成員に第二種感染症指定医療機関を追加し、「東京都一類感染症等対応連絡協議会」を設置</p> <p>○ その他（感染症全般に係る体制強化）</p> <p>平成 30 年 3 月 感染症発生時に保健所が実施する疫学調査において、感染症の種類に応じた対応方法等の迅速な確認や、外国人患者対応のための多言語での意思疎通を可能とする機能を備えた「疫学調査等支援ツール」を導入</p> <p>平成 31 年 3 月 宿泊施設向けに、感染症の疑いのある宿泊客への対応方法や感染症が発生した時の対策、感染症発生に備えた日頃からの取組について簡潔にまとめたリーフレットを作成し、配布</p>
----------------	---

現在の進行状況

- 新型インフルエンザ対策
 - ・ 新型インフルエンザへの全り患者の治療及び接触者への予防投与等に必要な量为目标として抗インフルエンザウイルス薬を備蓄
 - ・ 医療従事者等の个人防护具等、必要な医療資器材を備蓄
 - ・ 感染症診療協力医療機関を 81 か所指定（令和元年 9 月現在）
 - ・ 感染症入院医療機関を 192 か所登録（令和元年 9 月現在）
- 蚊媒介感染症対策
 - ・ 「東京都蚊媒介感染症対策行動計画」の対象疾患にジカウイルス感染症を追加（平成 28 年 5 月改定）
 - ・ 蚊の発生を抑制するため、6 月を「蚊の発生防止強化月間」と定め、ラッピングバスの運行や鉄道車内での啓発動画の放映など、集中的な広報を実施
 - ・ 都民や施設管理者向けの蚊対策公開講座を実施
 - ・ 感染症媒介蚊サーベイランスを実施し、ウイルス等を保有する蚊の発生を監視
 - ・ 患者発生時に感染リスクの高い地点の情報提供を行う仕組みを整備
 - ・ 早期診断体制を整備するため、疑い患者の検査体制の整備、医療機関連絡会の開催等を実施
 - ・ 都民向けの「蚊の発生防止対策リーフレット」に外国語版を追加（平成 30 年 6 月）し情報提供
- 一類感染症等対策
 - ・ 医療従事者等の感染防止を徹底するための資器材を整備
 - ・ 患者発生時に備え、感染症指定医療機関への患者移送及び指定医療機関における受入れが円滑にできるよう定期的に訓練を実施
 - ・ 感染症指定医療機関の連絡会議等により関係者の緊密な連携体制を確保
- その他（感染症全般に係る体制強化）
 - ・ 感染症に関する正しい知識を持ち、渡航前、現地滞在中、帰国後に適切に対応できるよう、海外旅行者・帰国者向けの感染症予防ガイドブックを配布
 - ・ 東京を訪れる外国人の方が、滞在中に感染症が疑われる症状を呈した際に、円滑に医療機関を受診できるようサポートする多言語対応のガイドブックを配布
 - ・ 職域における感染症対策を推進するため、東京商工会議所及び東京都医師会と連携し、感染症に関する従業員研修や患者発生時の業務継続計画の作成等に取り組む企業への支援を実施
 - ・ 国内未発生 of 感染症発生時等に迅速・的確な対応を行うため、専門的知見を備えた感染症対策アドバイザーを設置し、感染症危機管理体制を強化

<p>今後の見通し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型インフルエンザ等の発生に備え、引き続き「感染症医療体制協議会」及び「感染症地域医療体制ブロック協議会」を通じ、地域の保健医療体制の構築に向けた協議を行っていく。 ○ 抗インフルエンザウイルス薬について、国の動向を踏まえつつ、計画的に備蓄を行う。 ○ 海外との人や物の往来が今後さらに増加することを見込み、都民や外国人入国者等に対し、適切な予防策や医療機関への受診方法等、正しい知識や対応方法等を周知するために、効果的な情報発信を行っていく。 ○ エボラ出血熱等の一類感染症等対策や、患者移送体制の整備等を引き続き行っていく。 ○ 東京 2020 年大会開催に向け、関係機関と連携しながら、対処要領に基づく対策の強化を進めるとともに、実践的な訓練を実施する。 ○ 自治体単独での取組が困難な対策等について、積極的に国へ提案要求を行っていく。 		
<p>問い合わせ先</p>	<p>福祉保健局 健康安全部 感染症対策課</p>	<p>電話</p>	<p>03-5320-4346、4481</p>